

請求權關連立法不作為違憲確認憲法訴願(一次)決定

(憲法裁判所 1996年10月4日決定)

[→韓國戰後補償裁判總覽](#)

[→HOME](#)

立法不作為の違憲確認

(1996年10月4日94헌마108 全員裁判部)

【当事者】

請求人 ハン○ギョ

代理人弁護士の朴元淳 外1名

【主文】

本件審判請求を却下する。

【理由】

1 事件の概要と審判の対象

ア 事件の概要

請求外キム・○ジュンは8. 15解放前に中国に渡って湖北省漢口市に居住し、各種の事業を営んで多くの財産を蓄積したが、1945年8月下旬になってようやく解放の知らせを聞き、同年9月2月から9月6日までの間に3回にわたって別紙目録記載の日貨5,020,000円及び米貨5,000,000ドルを日本の国策銀行である株式会社台湾銀行漢口支店を通じて同銀行の日本九州の福岡支店に送金したので、上記銀行(株式会社台湾銀行は連合軍司令官の命令で1945年9月30日頃閉鎖措置され、1957年7月29日に清算終了した)の後身として設立された日本貿易信用株式会社に対して同額の債権(以下「本件請求権」という)を有していたという。ところが1965年6月22日に締結され同年12月18日に発効した「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」は1945年8月15日前後を問わず対日請求権全てを一括妥結したものと解釈されているにもかかわらず、上記の協定に基づき制定された国内法である「請求権資金の運用及び管理に関する法律」、「対日民間請求権の申告に関する法律」及び「対日民間請求権補償に関する法律」等は1945年8月15日以前に取得した対日民間請求権のみをその補償対象として規定したため、上記キム・○ジュンは本件請求権に対する補償を受けないまま1979年12月12日頃これを請求人に譲渡し、1980年8月9日に上記日本貿易信用株式会社に対して債権譲渡通知を行い、その後死亡したところ、国会が本件請求権のように1945年8月15日以降に取得した対日民間請求権の補償に関する法律を制定しないことにより(即ち、立法不作為により)、請求人の平等権と財産権が侵害されたとして1994年6月3日本件憲法訴願審判請求を行った。

イ 審判の対象

したがって本件審判の対象は、果たして本件請求権に対する補償の内容や手続等に関して規定した法律が制定されていないのか、制定されていないならその「立法不作為」がどのような類型のものか、そしてその「立法不作為」によって請求人主張の基本権が侵害されたか否かである。

2 請求人の主張及び関係機関の意見

ア 請求人の主張

- (1) 1951年9月8日、米サンフランシスコで締結され1952年4月28日その効力を発生した連合国と日本国との平和条約第21条、第4条に基づき、韓日両国は1965年6月22日「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(条約第172号、以下「本件協定」という)を締結した。この協定第1条、第2条とこの協定に関する合意議事録(1965年12月18日条約第173号)第2条(b)号、(d)号、(g)号及び日韓会談で韓国側が提出した「韓国の対日請求要綱」(いわゆる8項目)によると、大韓民国が日本国から3億ドルの無償資金と2億ドルの借入金金の提供を受け、これによって同協定第2条第2項に規定された例外事項を除いて両国およびその国民の財産、権利および利益並びに両国及びその国民間請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決されたこと」が確認され、これ以上日本国やその国民に対する請求権を主張できなくなったので、請求人のような被徴用負傷者の請求権も同協定により一括妥結された対日請求権に含まれる。
- (2) ところで、上記協定に基づいて制定された国内法である「請求権資金の運用及び管理に関する法律」(1966年2月19日法律第1741号、以下「請求権資金法」という。)第5条第1項では、大韓民国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権のみを補償するよう規定しており、上記法律に依拠して補償の基準・種類・限度などの決定に必要な事項を定めるために制定された「対日民間請求権申告に関する法律」(1971年1月19日法律第2287号、以下「請求権申告法」という)及び「対日民間請求権補償に関する法律」(1974年12月21日法律第2685号、以下「請求権補償法」という)も、申告や補償の対象を1945年8月15日以前までの日本国及び日本国民に対する民間請求権のみに制限し、本件請求権のように1945年8月15日以降に取得したものであって本件協定によって一括妥結された対日民間請求権の補償については何ら規定を置いていなかった。

- (3) 国家は日本と1965年6月22日に本件協定を締結することにより、国民の対日民間請求権を消滅させ、その対価として日本から無償資金3億ドルと借款資金2億ドルを提供された。そうであれば、国家は対日民間請求権者らに自身が提供を受けた資金により直ちにこれを償還する義務があり、それに関する法律の規定は国家の当然の義務を確認するものに過ぎない。仮に国家が日本との協定を通じて自国民の対日請求権を権利者の同意もなく恣意的に消滅させ、その代わりに受け取った請求権資金を恣意的に処理できるとすれば、これは国家が自国民の対日請求権を一方的に没取、行使して自国民の犠牲により不法ないし不当な利得を得る結果となる。
- (4) したがって国家の立法機関である国会は当然請求人の本件請求権を補償する内容と手続を規定した法律を制定すべきであるにもかかわらず、いまだにこれを制定していない。国会がこのような法律を制定しないことによって請求人は本件請求権に関する補償を受けられずにいるから、結局このような立法不作為によって請求人らの平等権と財産権が侵害されたのであるから、その違憲確認を求めるものである。

イ 法務部長官の主張

- (1) 立法不作為に対する憲法訴願は、憲法で基本権を保障する法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらず、立法者がこれを放置した場合、または憲法解釈上特定人に具体的な基本権が生じ、これを保障するための国家の作為義務ないし保護義務が発生したことが明白にもかかわらず立法者が全く何の立法措置も取っていない場合に限って認定される。本件立法不作為はこのような場合に該当しないため、本件審判請求は不適法である。
- (2) 本件請求権は、株式会社台湾銀行が連合国司令官の命令で閉鎖措置された後1957年7月29日の清算完了によりその行使の相手方を永久に喪失することによって、目的達成が不可能となったという点、わが国と日本は共に債権の消滅時効を10年と規定しているが、本件請求権は1945年8月15日直後に取得したものであり、すでに消滅時効が完成したという点でも、請求人が本件請求権を譲受けたと主張する1979年12月12日から起算しても10年が経過した1989年12月12日に消滅時効が完成したという点でも、本件請求権はすでに消滅しており、したがって請求人は現在直接自己の基本権を侵害されている者ではないため、請求人の適格がなく、本件審判請求はこの点においても不適法である。

3 判断

ア 広い意味の「立法不作為」には、①立法者が憲法上立法義務を負うある事項に関して全く立法をしないことにより「立法行為の欠陥 (Lücke) がある場合」(即ち立法権の不行使)と②立法者がある事項に関して立法はしたが、その立法の内容・範囲・手続等が当該事項を不完全、不十分、または不公正に規律することにより「立法行為に欠陥 (Fehler) がある場合」(即ち、欠陥がある立法権の行使)があるが、一般的には前者を真正立法不作為、後者を不真正立法不作為と呼んでいる。

ところで、当裁判所の判例によると、いわゆる「真正立法不作為」即ち本来の意味での立法不作為を対象として憲法訴訟を提起するには、憲法において基本権の保障のために法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらず、立法者が相当な期間内にこれを履行しなかったり、または憲法の解釈上特定人に具体的な基本権が生じ、これを保障するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したことが明白にもかかわらず、立法者が何ら立法措置を取っていない場合でなければならず、「不真正立法不作為」を対象に、即ち立法の内容・範囲・手続等の欠陥を理由に憲法訴訟を提起しようとするなら、この場合には欠陥がある当該立法規定そのものを対象として、それが平等の原則に反するなど憲法違反を掲げて積極的な憲法訴訟を提起すべきであり、この場合には憲法裁判所法所定の請求期間を遵守しなければならない(憲法裁判所1989年7月28日宣告、89헌마1決定:1993年3月11日宣告、89헌마79決定:1993年9月27日宣告、89헌마248決定など参照)。

イ したがって、請求人が主張する本件立法不作為が上記二つのタイプのうち、いずれに該当するかを検討することにする。

(1) 1951年9月8日米サンフランシスコで締結され1952年4月28日その効力を発生した連合国と日本国との平和条約第21条、第4条、これに基づいて1965年6月22日に韓日両国間に締結された本件協定第1条、第2条、本件協定関する合意議事録(1965年12月18日条約第173号)第2条の規定を総合してみると、被徴用負傷者の請求権は本件協定第2条第2項の例外事項に該当せず、よって本件協定の適用を受けて一括妥結された対日民間請求権に含まれるとみられる。

(2) 請求人は被徴用負傷者の請求権について補償立法を行っていない立法不作為が違憲であると主張しているので、まず請求権資金法など、本件協定に基づいて制定された補償関係立法の内容について検討する。

請求権資金法は本件協定によって受入れた資金を効率的に運用・管理

または導入するために必要な事項を規定することを目的として制定されたものであるが（第1条）、同法第5条第1項は「大韓民国の国民の有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。」と規定し、同条第2項は「前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。」と規定している。

一方、請求権申告法は請求権資金法第5条第1項に規定された対日民間請求権の正確な証拠と資料を収集するために必要な事項を規定することを目的として制定されたものだが（第1条）、同法第2条第1項は申告対象の範囲を「1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除いた大韓民国国民（法人を含む）が1945年8月15日以前（第1号・第5号及び第7号に該当する場合にはこの限りでない）に日本国及び日本国民（法人を含む）に対して有していた請求権などであって次の各号に掲げるもの」と規定している。そして請求権補償法は請求権資金法第5条第2項の規定により大韓民国の国民が有する日本国に対する民間請求権の補償に関して必要な事項を規定することを目的として制定されたものであるが（第1条）、同法第2条第1項は「請求権申告法第6条の規定により対日民間請求権申告管理委員会において証拠及び資料の適否を審査して当該請求権申告の受理が決まったもの」を補償の対象としている。

上記のように請求権資金法第5条第1項は「大韓民国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権」のみを補償の対象として規定したが、その後制定された請求権申告法第2条は、この範囲を超えて一定の場合（同条の第1項第1・5・7号の場合）には1945年8月15日以降に取得された請求権まで申告対象の範囲に含めており、請求権補償法は請求権申告法が定めた申告対象の請求権中、申告管理委員会で申告を受理したもののみを補償することにしていて、結局対日民間請求権の中で何が補償を受け、何が補償を受けられないかは専ら請求権申告法の規定、特に同法第2条第1項の規定内容にかかっていると解される。その条項を中心にこの問題を検討する。

- (3) 請求権申告法第2条第1項は、まず「1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者」の請求権を申告対象から排除している。これは本件条約第2条第2項(a)号を念頭に置いた規定である。この(a)号は本件条約の一括妥結から除外された事項であるため、これに該当する請求権に関しては補償をする必要がないことが当然であり、したがって申告対象から排除しているのである。

次に、請求権申告法第2条第1項は、請求権資金法第5条の規定に合わせ、原則的に「1945年8月15日以前に」日本国及び日本国民（法人を含む）に対して有していた請求権を申告の対象としている。同項の第2・3・4・6・8・9号に掲記された請求権はすべて上記の日以前のもののみを申告対象とする。

しかし一方で、同項第1・5・7号に掲記された請求権について例外的にその取得の時期が1945年8月15日前であるか後であるかを問わず申告の対象としている。この第1・5・7号は本件条約第2条第2項（b）号に対応する規定と理解される。すなわち、この（b）号は1945年8月15日以降に「通常の接触の過程」において取得された請求権を一括妥結の対象から除外した規定であるところ、本件条約に関する合意議事録第2条（d）号によると「終戦後に発生した特殊な状態下での接触」は上記（b）号所定の「通常の接触」に含まれないと規定されているため、これらについては補償すべきであるが、上記第1・5・7の各号はまさにこのような1945年8月15日以降に非通常の接触の過程において取得された請求権に対する補償を実現するために設けられた規定とみられる。

このように請求権申告法第2条第1項は、本件協定によって一括妥結された対日民間請求権の補償に関して同協定の分類（即ち、1945年8月15日以前に取得したものとその後取得したもの）に対応して各事例別にそれなりの立法的規律を行っていることを知ることができる。ところで請求人の本件債権は1945年8月15日以降非通常の接触の過程で取得された請求権の一つとみられるにもかかわらず、請求権申告法第2条第1項 第1・5・7号所定の申告対象の請求権に含まれていないとみられる。本件債権は上記申告法第2条第1項第1・5・7号のいずれにも該当しないとみられるからである（仮に見解を異にして本件債権がこの条項第1・5・7号所定の申告対象の請求権のうちいずれかに該当するのであれば、国会は本件債権の補償に関して立法をしたことが明らかであり、請求人主張の「立法不作為」はそもそも存在しないことになり、まさにその理由によって本件審判請求は不適法である）。

（4）このように、本件債権が申告や補償の対象に含まれず、その結果請求人が補償を受けられなくなったのは、立法者が1945年8月15日以降、非通常の接触の過程で取得された請求権に関する補償立法を不完全・不十分に行ったことにより立法の欠陥が生じたからであり、立法者がそのような請求権に関する補償立法を行わなかったからではない。立法者は上記のとおり1945年8月15日以降非通常の接触の過程で取

得された請求権に関してもそれなりの立法的規律を行ったのである。

その立法的規律において立法者が本件債権のような事例を含ませなかった理由は明らかでない。立法者が不注意により、または本件条約の趣旨を誤解して本件債権のような事例を遺漏した可能性もあり、各種の事情を考慮して意図的に排除した可能性もある。後者の場合であっても、立法行為があったという結論には変わりがない。なぜならその場合においても、本件債権に対する補償をするか否かに関する立法者の応答が全くないとするのではなく、本件債権のような性格のものに対する補償はこれを拒否するという立法者の消極的な応答が含まれていると見ることができると見られる。

請求人は本件債権のように1945年8月15日以降に取得された対日民間請求権については立法者が何の補償立法もしていないという趣旨で主張しているが、これは上記で検討したような請求権申告法第2条の規定内容を詳細に検討しないことからきた誤った主張である。

ウ そうであれば本件の審判対象である立法不作為は憲法訴訟の対象になりうる真正な意味での立法不作為がなく、いわゆる「不真正立法不作為」であることが明らかである。ところで、前記の請求権資金法、請求権申告法及び請求権補償法は1982年12月31日法律第3613号(請求権資金の運用及び管理に関する法律廃止法)、法律第3614号(対日民間請求権の申告に関する法律廃止法)及び法律第3615号(対日民間請求権補償に関する法律廃止法)ですべて廃止された。したがって請求人としては「憲法裁判所法第69条第1項が定める請求期間内に」、請求権申告法など補償関係立法の関係規定と各その廃止法を対象として、それが憲法違反であるという積極的な憲法訴訟を提起すべきところ、請求人が主張する上記補償関係法による基本権の侵害は憲法裁判所の発足以前のことであるから、このような場合その請求期間の起算点は憲法裁判所が構成された1988年9月19日とするのが当裁判所の確立された判例である(1991年 9月16日宣告、89헌마151決定など参照)。ところが請求人の本件憲法訴訟は1988年9月19日から憲法裁判所法第69条第1項所定の請求期間の180日をはるかに経過した1994年9月27日に提起されたのであるから、その請求期間を徒過したことは明らかである。

4 結論

そうであれば、本件審判請求は請求期間を徒過したものとして不適法であるので、更に判断するまでもなくこれを却下することとして主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官キム・ジンウ、イ・ジェファ、チョ・スンヒョンの下記5のような反対意見とこの反対意見に関する裁判官のキム・ジンウの下記6記載の通りの補充意見がある他は、その余の裁判官全員の意見の一致によるものである。

5 裁判官キム・ジンウ、裁判官イ・ジェファ、裁判官チョ・スンヒョンの反対意見

我々は次のような理由で、本件審判請求の適法性を認め、本案の判断をすべきであるという意見であるから多数意見に反対する。

ア 本件の審判対象は1945年8月15日以降に非通常的に取得した対日民間請求権に対する補償立法をしていない立法不作為により請求人の基本権が侵害されたか否かである。

即ち請求人は1945年8月15日までに取得した対日民間請求権に対する補償立法に関しては、自己関連性がなく、主張したこともなく主張する必要もなく、1945年8月15日以降に非通常的に取得した対日民間請求権に対する補償立法がなかったと主張しているからだ(補償立法の有無は判断問題に過ぎない)。

イ 当裁判所は、立法不作為として憲法訴願審判の対象となる場合について、「憲法で基本権保障のため明示的にその内容と範囲を限定して法令にその立法を委任した場合、または憲法解釈上特定人ないし特定集団に具体的な基本権が生じ、これを保障するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したことが明白であるにもかかわらず、立法者が全くこのような措置を取らなかった場合に限る」との判例を確立(憲法裁判所1989年3月17日宣告、88헌마1決定:1991年9月16日宣告、89헌마163決定:1991年11月25日宣告、90헌마19決定参照)しているところ、本件審判請求の対象である立法不作為が上記のような適格要件を具備しているかが問題になるに過ぎない

本件で請求人が侵害を受けたと主張する基本権である財産権に関する憲法的根拠規定の憲法第23条第1項は、その解釈上請求人のような特定人ないし特定集団に補償請求権という具体的な財産権的基本権を認めるものと解することができ、これを保障するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したことが下記のように憲法解釈上明白である。

(1) 対日民間請求権補償の対象に1945年8月15日以前はもちろん、その後であっても非通常的な接触の過程で行われた大韓民国の民間人の日本国及び日本国民に対するあらゆる請求権が該当すると認められる点

本件条約第1条第1項(a)は「現在の1080億日本円に換算される3億アメリカドル(\$300,000,000)と同等の日本円の価値を有する日本国の生産物及び日本用役を、本協定の効力発生日から10年間にわたって無償で提供する…」と規定し、第2条第1項は「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利および利益と両締約国及びその国民間請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する」と規定し、第2条第2項(b)は「本条の規定は次のもの(本協定の署名日までそれぞれ条約締約国が取った特別措置の対象になったものを除く)に影響を及ぼすことがない…(b)一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの」と規定して1945年8月15日以降における非通常的な接触の過程において取得された請求権は上記第2条第1項の適用対象となることを明確にし、多数意見の指摘する通り本件条約に関する合意議事録第2条(d)がこれを確認している。したがってこの条項が旧軍政法令第57号の規定により指定された金融機関に預入した預金か否か、請求権が継承されたか否かを問わず、本件債権のような場合のすべての民間人債権が本件条約により日本国が支払うことになった3億ドルの無償資金に含まれると認められる根拠とされている。[ただし、本件条約の署名日までに大韓民国と日本国が各々執った特別措置の対象とされたものは除外するとされているが、委員会の合意議事録(2)項(b)では「特別の措置」とは、日本国については、第二次世界大戦の戦闘状態の終結の結果として生じた事態に対処して、1945年8月15日以後日本国において執られた戦後処理のためのすべての措置(1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)の規定に基づく特別取極を考慮して執られた措置を含む。)をいうことが了解された。」と規定しているのみであるので、終戦の結果発生した事態に対処して敗戦国である日本国が本件債権の場合のような大韓民国の民間人の請求権を一方的な措置で消滅させることができないことは国際法上明白であることを確認しており、したがって上記のような除外例は本件債権には該当しないというべきである]

(2) 本件債権のような場合の対日民間請求権を補償するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したとみられる点

上記(1)項で説示している本件条約第1条第1項規定の3億ドル無

償資金を日本国が大韓民国に提供する条件で、同条約第2条第1項で規定するように対日民間請求権に関して完全かつ最終的に解決（債権消滅）するものであり、本件債権のような場合の対日民間請求権も上記3億ドル無償資金に含まれることは上記（1）項でみたとおりであるので、国家には本件条約が発効した1965年12月18日から本件債権のような対日民間請求権を保障する行為義務ないし保護義務が発生したとみられる。

（3）本件の場合本件債権のような対日民間請求権の部分については、本件条約に基づき上記請求権資金法、請求権申告法、請求権補償法など3法を立法しながら、その請求権の申告及び補償の対象から除外しているなど、何らの保障規定を設けていないのみならず、その後現在まで申告及び補償に関する何らの立法をしないでいるところ、請求人はこのような立法不作為によってまさに請求人の主張する基本権を侵害されているというべきであり、このように解することが、むしろ多数意見が挙げている当裁判所の真正立法不作為に関する判例の趣旨に合致するというべきである。

ウ 立法不作為を真・不真正の2つの場合に分け、前者の場合のみに限って立法府の作為の違憲性を論じることができるという多数意見は、ドイツ連邦憲法裁判所が初期に維持していた2分法に過ぎず、最近では上記裁判所もこの2分法の基準が曖昧模糊としており、国民の基本権保護に実効性がないことを認めている実情であって、その点でも多数意見は納得できない。

エ 仮に上記のような2分法によるとしても、本件の審判対象の立法不作為は、真正立法不作為に含まれるとみるべきである。

（1）多数意見が真正・不真正立法不作為を判断する基準をどこに置いているか明らかでないが、対日民間請求権に関する立法があったかどうかのみに置いていることは明らかであり、このような基準によって本件の場合が不真正立法不作為の場合に該当すると主張している。検討するに、ドイツ連邦憲法裁判所では不真正立法不作為の場合とは、例えば憲法上立法義務の対象となる立法事項がいくつに分かれている場合に、各立法事項に関してすべて規律しているが、立法者が質的・相対的に不完全不十分に規律している場合であるとしており、これとは異なり、上記立法事項の一部の立法事項については規律し、残りの一部の立法事項に関しては全く規律していない場合には、即ち量的・絶対的に規律していない場合には、真正立法不作為と解し、その違憲性の有無を判断した事例が多い。

このような立場から検討すると、本件条約第2条第2項（b）、上記

合意議事録第2条(d)が1945年8月15日以前に非通常的な接触過程で取得した請求権であればいかなる制限もなく全て本件条約上の請求権資金に含まれることを明確にしていることは前記のとおりであるところ、上記条約等が確認している請求権はそれが日本国国策銀行であろうがなかろうが、日本国の支配下にある金融機関に預入し又は送金した預金であれば、その預入された貨幣が日本国の貨幣であるか他の国の貨幣であるかを問わず、その請求権が相続により継承されたものであるか、一般取引により譲受されたものであるかを問わず、全てが上記の条約上の請求権に含まれると見なければならぬ。したがって上記条約によって立法者が立法しなければならない立法事項は日本国通貨による請求権、他の国の貨幣による請求権、日本国の国策金融機関に預けた請求権、その他日本国の支配下にある金融機関に預けた請求権であるというべきである。

しかし、上記請求権資金法は第5条第1項において「大韓民国の国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない」と規定して1945年8月15日以降の上記請求権については補償しないことを明確にしているのに反し、上記請求権申告法は、多数意見で見たとおり第2条第1項第1・5・7号で1945年8月15日以降に非通常の接触過程で取得した請求権に対する補償を実現するための規定を設けているが、その請求権の中で旧軍政法令第57号の日本銀行券・台湾銀行券の預入規定により指定された金融機関に預入した預金などを申告対象にしているのみであり(上記第1号)、上記請求権補償法は、第2条第3項において請求権の補償を受ける権利がある者と同一人物ではない場合、即ち請求権を引受けた者については請求権者から補償金受領の委任を受けたり、相続人でない限り補償しないことを規定している。言い換えれば、上記3法は上記のいくつかの立法事項のうち、日本国通貨による請求権の補償、日本国の国策金融機関であった朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝興銀行、朝鮮商業銀行、朝鮮信託会社、朝鮮貯蓄銀行、金融組合連合会(上記軍政法令第2条指定金融機関)に預けた請求権の補償、請求権を有する本人とその相続人への補償に関する立法事項について規律しているのみであり、残りの立法事項については不完全または不十分ながら規律しようとしたこともないなど、全く規律せずにいる。

そうであればこのような場合は、真正立法不作為の場合と解するのが妥当である。

(2) 本件場合を見ると、請求人は1979年12月12日、請求外キム・

○ジュン) から次の送金請求権を譲り受け、上記のキム・○ジュン) は 1945年9月2日と同月6月に日本国貨幣20,000円と同5,000,000円を上記3法の指定金融機関ではない台湾銀行福岡支店を通じて送金し、同月3月に米国貨幣5,000,000ドルを上記の支店を通じて送金した請求権を有したところ、上記のように請求人に対してこれをすべて譲渡したことを認めることができるが、請求人は、上記(1)項でみたように真正立法不作為によって対日請求権の申告さえもできなくなったことにより上記財産権を侵害されたと認められる。

しかし、多数意見は本件の場合が上記3法の補償対象に含まれていないことを認めながら、不真正立法不作為であると強弁し、さらには立法者の裁量で本件のような場合には補償を拒否する意思を表明したものだと主張しながら、その理由が如何なるものであるかについて説明していないなど、納得し難く、不当である。

オ 本件審判請求は上記の真正立法不作為が現在まで継続しているので審判請求期間を徒過していない(憲法裁判所1994年12月29日宣告、89헌마2決定参照)。

カ そうであれば、本件審判請求はそのいずれの場合も適法であるから、本案の判断をすべきであると信ずるので、これに反する多数意見に対して反対するものである。

6 上記5の反対意見に関する裁判官キム・ジンウの補充意見

ア 請求人の請求の趣旨や請求理由によると、請求人は立法者が自身の債権のように1945年8月15日以降に非通常的な取引で発生した対日民間請求権のための補償立法を行っていないことにより自身の憲法上保障された財産権と平等権を侵害していると主張し、立法不作為の違憲確認を求めていることが明らかである。そうである限り、本件憲法訴訟の審判の対象は1945年8月15日以降に非通常的な取引で取得した対日民間請求権のうち請求人の主張の請求権に対する補償立法をしないことが違憲か否かにあると解すべきである。

イ それにもかかわらず、多数意見は審判の対象と本件憲法訴訟審判請求の適法性判断において提起される争点を混同し、請求人の主張の全趣旨から見て審判の対象は本件請求権に対する補償の内容や手続等に関して法律が制定されていないのか、制定されていないならその「立法不作為」がどのような類型のものか、そして「立法不作為」によって請求人の主張の基本権が侵害されたかどうかであると解している。

多数意見はそのように審判対象を確定した後、判断部分において請求権資

金の運用と管理に関する法律、対日民間請求権の申告に関する法律、対日民間請求権補償に関する法律を総合的に解釈すれば、本件では立法者がたとえ明文により1945年8月15日後に発生した対日民間請求権を補償対象に含ませはしなかったが、その問題を解決するための補償立法を消極的な形ですで行ったとみることができるという理由で、本件審判請求が不真正立法不作為の違憲確認、言い換えればすでに廃止された対日民間請求権補償に関する法律などの違憲確認を求めたものとみなすという説示もなく、本件憲法訴願はそのような違憲確認請求に関する憲法裁判所法第69条第1項所定の請求期間を経過した後に提起されたものであって不適法だという理由で却下している。

ウ いわゆる審判請求の転換は、請求人に利益になる方向で請求の趣旨を再解釈する余地があったり、請求の趣旨が曖昧であったり、多義的であるため様々な観点から審判請求の適法性を検討する必要がある場合には意味があるが、本件において多数意見は請求人に利益となる方向で請求の趣旨を再解釈したのでもなく、本件憲法訴願の審判の請求の趣旨が曖昧に記載されていたのでもなく、多義的なものでもなく、請求人が無知で審判対象を誤って選定した場合でもなく、むしろ請求人が訴願請求の適法要件のうち請求期間という障壁を迂回するため、立法不作為の違憲確認として請求の趣旨を構成した場合である可能性があるため、憲法裁判所が職権で請求の趣旨を変更する余地はないというべきである。まして請求人に不利益な請求の趣旨を裁判部が任意に選定して請求人に不利益な審判を下すことはできないというべきである。憲法裁判所がそのように請求の趣旨を訂正したり、任意に選定するなら、憲法訴願審判の請求やその審判対象の選定について原則的に妥当な当事者処分権主義にも反する素地がある。

エ したがって、多数意見のように立法者が問題の規律の対象を消極的な形であれ法律ですでに規律し、よって立法不作為が存在しないから本件審判請求が請求期間に関する規定の適用範囲の外にある真正立法不作為に対する憲法訴願の適法要件を満たしていないと解したとしても、本件審判請求を立法不作為の訴願要件を満たしていないことにより却下すべきであり、法律に対する憲法訴願として請求の趣旨を転換ないし任意に選定した上でこれを再び請求期間の経過を理由に却下すべきではないと考える。

オ 以上のような理由により多数意見について反対し、補充意見を開陳する。

1996年10月31日

裁判長裁判官 キム・ヨンジュン

裁判官	キム・ジンウ
裁判官	キム・ムニ
主審裁判官	ファン・ドヨン
裁判官	イ・ジェファ
裁判官	チョ・スンヒョン
裁判官	チョン・ギョンシク
裁判官	コ・ジュンソク
裁判官	シン・チャンオン